

2025年6月23日

各 位

証券会員制法人福岡証券取引所  
総務部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規則の制定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

- ・ 寄託証券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直しについて

#### 2. 意見提出方法等

- (1) 募集期間：2025年6月23日（月）～ 2025年7月6日（日）
- (2) 提出方法：郵送、E-mail
- (3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2  
証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部
- ② E-mailの場合：pc@fse.or.jp

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <https://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

募集期間終了の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

#### 【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

TEL (092) 741-8231

E-mail f-somu@fse.or.jp

## 寄託証券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直しについて

2025年6月23日  
証券会員制法人福岡証券取引所

### I 趣旨

証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度（以下、「外株制度」といいます。）において、外株制度固有の取扱いの解消及び口座管理機関の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等（実質株主が受領していない配当金等をいいます。）に除斥期間を設定する旨の改正を予定していることに伴い所要の見直しを行います。

### II 概要

項目	内容	備考
寄託証券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>寄託証券等に係る配当金等の支払い手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び正会員はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>「寄託証券等」とは、受託契約準則第19条の6第3項に定める寄託証券又は振替証券をいいます。</li><li>「配当金等」とは、受託契約準則第19条の11第2項に定める配当金、売却代金及び金銭並びに受託契約準則第19条の12第5号に定める売却処分した代金をいいます。</li></ul>

### III 実施時期（予定）

2030年10月1日より施行し、施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等についても適用します。

以上